

新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されたので、その内容をお知らせします。各大学等におかれましては、対処方針の内容を踏まえつつ、引き続き、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立等にお取り組みいただくようお願いします。

事務連絡  
令和3年11月19日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

#### 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について（周知）

令和3年11月19日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「旧対処方針」という。）を改め、新たに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「新対処方針」という。）が決定されたので、その内容について下記のとおりお知らせします。

新対処方針では、旧対処方針の内容に加えて、新型インフルエンザ等緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域における部活動や課外活動のうち感染リスクの高い活動の制限に関して、ワクチン・検査パッケージを活用した制限緩和について新たに記載されました。当該制限緩和の具体的な内容等については、別途お知らせをいたしますので、御承知おきください。その他、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における授業等の教育活動の実施に当たっては、「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付け3文科高第697号）等において示した留意事項を踏まえ、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立等にお取り組みいただくようお願いします。

国公立大学法人におかれましてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれましてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれましてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれましてはその設置する大学に対して、本件について

周知されるようお願いします。

## 記

### (対処方針の内容について)

#### 1. 対処方針の内容

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_031119.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_031119.pdf)

#### 2. 学校の取扱いに関する記載の抜粋

#### 三 新型コロナウィルス感染症対策の実施に関する重要事項

##### (5) まん延防止

###### 5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、ワクチン・検査パッケージの適用等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。））を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

※下線部が旧対処方針からの変更点

### 3. 抗原簡易キットの活用に関する記載の抜粋

#### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

##### (3) まん延防止

⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約125万回分の抗原簡易キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。

※下線部が旧対処方針からの変更点

##### （関連通知等）

- 「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付け3文科高第697号）

[https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111（内線：2482）